

健康保険 任意継続被保険者制度について

【概要】

健康保険の資格を喪失したとき、一定条件のもとに個人の希望により、最大２年間継続して加入できる制度です。任意継続の保険料は、事業主負担はなく全額自己負担となり「資格喪失時（退職時）の標準報酬月額」に基づき決定されます。（上限あり）

資格喪失後（退職後）の健康保険については、任意継続制度の他に「国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」に加入することができます。国民健康保険の保険料は前年の所得などに応じて決定されます。また、世帯人員数に応じて決定され、保険料の減免制度等もございます。市区町村によって保険料の算定方法が異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

【加入条件】

- ・ 資格喪失日までに健康保険の被保険者期間が継続して２ヶ月以上あること
- ・ 資格喪失日から２０日以内に当組合の窓口または郵送にて「任意継続被保険者 資格取得申出書」を申請すること（当組合のホームページよりダウンロード可能です）

【手続きについて】

「任意継続被保険者 資格取得申出書」「（世帯全員の）住民票」をご提出ください。

- ・ 当組合の窓口でお手続きの場合は、１ヶ月分の保険料を窓口で納入頂きますので併せてお持ちのうえご来所ください。※資格喪失月の翌月にお手続きに来られる方は、喪失月＋当月分を窓口にて納入頂きます。２ヶ月分をお持ちください。
- ・ 郵送にて申請された場合、お手続き完了後に初回分保険料の納付書をお送りします。納付期限については、当組合の指定した日となります。

【保険料の納付について】

- ・ 月初めに納付書をお送りしますので、その月の１０日（土日・祝日の場合は翌営業日）までに納付してください。【取扱金融機関 千葉興業銀行/千葉銀行/京葉銀行】
- ・ 納付書を使用せずに、ATM やインターネットバンキング等を利用して納付することもできます。
※領収書は発行されません。
- ・ 保険料の前納払いを希望される方は、当組合までご連絡ください。

〒260-0024

千葉県千葉市中央区中央港 1-13-1

千葉県建設センター２階

千葉県建設業健康保険組合

043-247-4080

ご不明点等ございましたら、お問い合わせください。